

年に1回

狂犬病予防注射を 受けましょう！

平成24年度の狂犬病予防注射と飼い犬の登録を行います。どの会場でも受けられますが、会場によって実施時間が異なりますので日程表で確認ください。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

本庁管内		
4/6 (金)	西岳地区公民館	9:30~10:00
	田野地区集落センター	10:20~10:40
	東折田代自治公民館	11:00~11:20
	西折田代自治公民館	11:40~12:00
	猪子石記念碑前	13:30~14:00
	御池自治公民館	14:30~15:00
4/9 (月)	東牛之脛自治公民館	9:30~10:00
	夏尾市民センター	10:20~10:40
	上馬渡自治公民館	11:00~11:20
	荒川内自治公民館	11:40~12:00
	渡司自治公民館	13:30~13:50
	上川内自治公民館	14:20~14:40
下川内自治公民館	15:00~15:30	

本庁管内		
4/10 (火)	下川崎自治公民館	9:00~9:20
	上川崎自治公民館	9:40~10:00
	関之尾自治公民館	10:20~10:50
	西区自治公民館	11:10~11:30
	庄内地区公民館	13:00~13:30
	今屋自治公民館	13:50~14:10
	千草自治公民館	14:30~15:00
	宮島自治公民館	15:20~15:40
	平田自治公民館	9:00~9:30
	筋自治公民館	9:50~10:20
4/11 (水)	今平自治公民館	10:40~11:10
	源野自治公民館	11:30~11:50
	大根田自治公民館	13:20~13:50
	志比田自治公民館	14:10~14:40
	片平自治公民館	15:00~15:30
	宮丸自治公民館	9:00~9:30
4/12 (木)	小松原地区公民館 (地区体育館横)	9:50~10:20
	北原自治公民館	10:40~11:10
	中妻自治公民館	11:30~12:00
	菖蒲原自治公民館	13:20~13:50
	妻ヶ丘地区公民館	14:10~14:40
	若葉自治公民館	15:00~15:30
4/13 (金)	弁済使自治公民館	9:00~9:20
	花線自治公民館	9:40~10:00
	広原自治公民館	10:20~10:50
	一万城西部自治公民館	11:10~11:30
	一万城東部自治公民館	13:00~13:30
	小鷹自治公民館	13:50~14:20
竹町自治公民館	14:40~15:10	
4/17 (火)	鷹尾一丁目自治公民館	9:00~9:30
	北鷹尾自治公民館	9:50~10:20
	南鷹尾自治公民館	10:40~11:10
	五十市地区公民館	11:30~12:00
	狐塚自治公民館	13:30~14:00
	平長谷自治公民館	14:20~14:40
4/18 (水)	原村自治公民館	15:00~15:30
	西町自治公民館	9:00~9:20
	都島公園(陸軍墓地)	9:40~10:20
	都島自治公民館	10:40~11:10
	ふるさとセンター (大岩田玉利自治公民館隣)	11:30~12:00
	横尾原自治公民館	13:30~13:50
4/19 (木)	下今町自治公民館	14:10~14:40
	上今町自治公民館	15:00~15:30
	久保原西自治公民館	9:00~9:30
	上養原自治公民館	9:50~10:20
	後養原自治公民館	10:40~11:10
	下養原自治公民館	11:30~12:00
4/20 (金)	上町自治公民館	13:30~13:50
	早鈴自治公民館	14:10~14:50
	姫城自治公民館	15:10~15:30
	今房自治公民館	9:00~9:30
	表自治公民館	9:50~10:20
	東加治屋自治公民館	10:40~11:10
4/20 (金)	横市地区公民館	11:30~12:00
	和田自治公民館	13:30~14:00
	霧原自治公民館	14:20~14:50
	サンアビリティーズ都城	15:10~15:30



狂犬病予防注射 登録料

3,000円(生涯1回)

3,000円(年1回)

犬を飼うには、狂犬病予防法により生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射が飼い主に義務付けられています。飼い犬が死亡したり、飼い主や住所などが変わった場合は、届け出が必要で、注射会場でも変更を受け付けますので届け出をしてください。また、登録が済んでいない犬は注射と同時に登録の申請も行ってください。この日程で注射を受けられない場合は、最寄りの動物病院で注射を受けてください。

◎注意事項

- 後日受付票を郵送しますので、必ず会場に持参ください。受付票がない場合、受付時に書類の記入が必要です
- 注射会場では、飼い主が責任を持って犬を制御してください
- 体調の悪い犬、または1カ月以内に注射をしたばかりの犬については、注射会場の獣医師または動物病院に相談ください



高城総合支所管内		
5/29 (火)	第3自治公民館	13:00～13:30
	高城ふれあいスポーツ館	13:50～14:20
	第2自治公民館	14:40～15:10
5/30 (水)	第1自治公民館	15:30～16:00
	雀ヶ野公民館	9:00～9:20
	四家分館	9:40～10:00
	第18自治公民館	10:20～10:40
	七瀬谷公民館	11:00～11:20
	市野々公民館	11:40～12:00
	高城農村改善センター	13:30～14:00
5/31 (木)	高城総合支所	14:20～15:20
	上星原公民館	9:00～9:30
	下星原公民館	10:00～10:30
	田辺公民館	11:00～11:30
	雁寺・八久保公民館	13:00～13:30
	西久保公民館	14:00～14:30
	豊広公民館	15:00～15:30
6/1 (金)	横原地区コミュニティセンター	9:00～9:30
	勤労青少年ホーム	9:50～10:20
	高城ふれあい武道館	10:40～11:10
	第9自治公民館	11:30～12:00
	石山体育センター	13:30～14:00
	第11自治公民館	14:20～14:50
第12自治公民館	15:10～15:40	

山之口総合支所管内		
5/25 (金)	飛松公民館	9:00～9:20
	青井岳(高野商店裏)	9:50～10:10
	五反田公民館	10:30～10:50
	麓堂農研修館	11:10～11:40
	永野地区公民館	13:00～13:20
	六十田公民館	13:40～14:00
	野上公民館	14:20～14:40
	田原公民館	15:00～15:30
5/28 (月)	乗平公民館	9:00～9:20
	桑原公民館	9:40～10:10
	正近公民館	10:30～10:50
	上富吉地区体育館	11:10～11:30
	街区公民館	13:00～13:30
5/29 (火)	西向原公民館	14:00～14:30
	下富吉地区体育館	15:00～15:30
	川内公民館	9:00～9:20
	前方公民館	9:40～10:00
山之口総合支所車庫前	10:30～11:30	

平日都合の悪い人は		
4/22 (日)	庄内地区公民館	9:00～10:00
	横市地区公民館	10:30～11:30
	小松原地区公民館(地区体育館横)	13:00～13:30
	妻ヶ丘地区公民館	14:00～14:30
5/20 (日)	上長飯霊地公園北側駐車場	15:00～15:30
	山田総合支所	9:00～10:00
	高崎総合支所	10:30～11:30
	志和池地区公民館	13:00～13:30
	沖水地区公民館	14:00～14:30
5/27 (日)	祝吉地区公民館	15:00～15:30
	五十市地区公民館	9:00～9:30
	都城市役所第2駐車場(図書館向かい側)	10:00～10:30
6/3 (日)	中郷地区公民館	11:00～11:30
	都城保健所	9:00～12:00
	山之口総合支所	13:30～14:30
高城総合支所	15:00～16:00	

高崎総合支所管内			
4/24 (火)	田平自治公民館	9:00～9:20	
	栢木自治公民館	9:40～10:00	
	町倉自治公民館	10:20～10:50	
	谷川自治公民館	11:10～11:30	
	栗葉自治公民館	13:00～13:20	
	迫間自治公民館	13:40～14:00	
	野平自治公民館	14:20～14:40	
	山神原自治公民館	15:00～15:20	
	4/25 (水)	荒場自治公民館	9:00～9:20
		上勢西自治公民館	9:40～10:00
		田中自治公民館	10:20～10:40
松ヶ水流自治公民館		11:00～11:30	
大牟田地区体育館		13:00～13:30	
炭床自治公民館		13:50～14:10	
後平自治公民館		14:30～14:50	
4/26 (木)	笛水教育集会所	15:10～15:30	
	蔵元自治公民館	9:00～9:20	
	三和自治公民館	9:40～10:10	
	共和自治公民館	10:30～11:00	
	横谷自治公民館	11:20～11:40	
	東自治公民館	13:00～13:20	
	権堀牛繋留所	13:40～14:00	
	鍋自治公民館	14:20～14:40	
	塚原自治公民館	15:00～15:20	
	4/27 (金)	木下自治公民館	9:00～9:20
		吉村自治公民館	9:40～10:00
中轟自治公民館		10:20～10:40	
小牧自治公民館		11:00～11:30	
高坂自治公民館		13:00～13:30	
原村自治公民館		13:50～14:20	
牟礼水流自治公民館		14:40～15:00	
高崎総合支所東側駐車場		15:20～15:40	

山田総合支所管内		
5/15 (火)	万ヶ塚自治公民館	13:00～13:30
	瀬茅自治公民館	13:50～14:20
	牛谷自治公民館	14:40～15:10
5/16 (水)	石風呂自治公民館	9:00～9:30
	平山自治公民館	9:50～10:20
	中村自治公民館	10:40～11:10
	山田町体育館前	11:30～12:00
	毘砂丸自治公民館	13:20～13:50
5/17 (木)	田中自治公民館	14:10～14:40
	和田上自治公民館	15:00～15:30
	上是位川内自治公民館	9:00～9:30
	下是位川内自治公民館	9:50～10:20
	浜之段自治公民館	10:40～11:00
	北田自治公民館	11:20～11:50
	大古川自治公民館	13:00～13:30
	竹脇自治公民館	13:50～14:20
	長谷自治公民館	14:40～15:10
	古江自治公民館	9:00～9:30
5/18 (金)	山内二自治公民館	9:50～10:30
	谷頭五自治公民館	10:50～11:30
	谷頭二自治公民館	13:00～13:30
	谷頭一自治公民館	13:50～14:20
	谷頭トレーニングセンター	14:40～15:20

本庁管内		
5/7 (月)	立野自治公民館	9:00～9:30
	早水自治公民館	9:50～10:20
	年見自治公民館	10:40～11:10
	千町自治公民館	11:30～12:00
	祝吉自治公民館	13:30～14:00
	並木自治公民館	14:20～14:50
	上川東一丁目自治公民館	15:10～15:30
5/8 (火)	川東墓地東入口	9:00～9:30
	下川東自治公民館	9:50～10:20
	祝吉地区公民館	10:40～11:20
	南郡元三丁目自治公民館	11:40～12:00
	上郡元自治公民館	13:30～14:00
5/9 (水)	神之山自治公民館	14:30～15:00
	吉尾自治公民館	9:00～9:30
	松之元自治公民館	9:50～10:20
	中金田自治公民館	10:40～11:10
	下金田自治公民館	11:30～12:00
	沖水地区公民館	13:30～14:00
	高木自治公民館	14:30～15:30
	太郎坊自治公民館	9:00～9:40
	広瀬自治公民館	10:00～10:30
	麓自治公民館(野々美谷)	10:50～11:20
5/10 (木)	寿万寺自治公民館	11:40～12:00
	崎田自治公民館	13:30～13:50
	薄谷自治公民館	14:10～14:40
	森田自治公民館	15:00～15:30
	下水流3自治公民館	9:30～10:00
	下水流1自治公民館	10:20～10:50
	平原自治公民館	11:10～11:30
	上水流東自治公民館	13:00～13:30
	志和池地区公民館	13:50～14:30
	丸谷自治公民館	15:00～15:30
5/11 (金)	巢立自治公民館	9:30～10:00
	岩満自治公民館	10:20～10:50
	荒ヶ田自治公民館	11:10～11:30
5/15 (火)	甲斐元自治公民館	9:00～9:30
	下長飯自治公民館	9:50～10:50
	藤田自治公民館	11:10～12:00
	下安久自治公民館	13:30～13:50
	高野原自治公民館	14:10～14:40
5/22 (火)	豊満自治公民館	15:00～15:30
	石原自治公民館	9:30～9:50
	上安久自治公民館	10:20～10:50
	正応寺自治公民館	11:10～11:30
	益貫自治公民館	13:00～13:30
	梅北麓自治公民館	13:50～14:10
	女橋自治公民館	14:30～14:50
5/23 (水)	雄児石自治公民館	15:10～15:40
	大浦自治公民館	9:30～9:50
	嫁坂自治公民館	10:20～10:40
	弘川自治公民館	11:00～11:20
	川内自治公民館	11:40～12:00

まじすぐ、改革！

5年間で42億円の財政効果

都城市第2次行財政改革大綱を策定

多様な市民ニーズに的確に対応し、さらなる行政のスリム化と効率化を図るため、職員数の削減に関する成果目標などを定めた第2次行財政改革大綱を策定しました。

平成27年度までの5力年で、施策の4つの柱に基づいた92の改革項目に取り組みます。

効率的な行財政運営により市民の満足度を高めるため、経費削減や市民サービスの向上に努めます。

◎問い合わせ

行政改革課 ☎23-7161

まずはみんなの、意識改革

全11項目

●ホームページの拡充

各課の事務事業をはじめ、統計などの行政情報や各種申請書様式をホームページ上に掲載し、市民の理解や利便性の向上を促進します



12月リニューアル予定の市ホームページ

つよくて柔軟性のある、行財政基盤

全54項目

●市有財産の見直し

公有財産などの有効活用計画に基づき、市が所有する土地などの売却処分を推進し、維持管理費を削減します

●本庁・総合支所などの見直し

本庁・総合支所の機能や役割などの明確化を図り、担任する業務および事務処理の見直しを進めます

すすめよう、市民と行政の協働

全15項目

●市民との協働推進

NPO法人や市民ボランティア団体などを育成するとともに、誰もが気軽に参画できる市民と行政の協働によるまちづくりを推進します

●まちづくり協議会の設置

市内の15地区にまちづくり協議会を設置し、地域内分権を推進します

くふうで良くしよう、行政サービス

全12項目

●部マニフェストの取り組み

市政運営の課題や懸案事項に係る部マニフェストを作成し、事務事業の推進を図ります

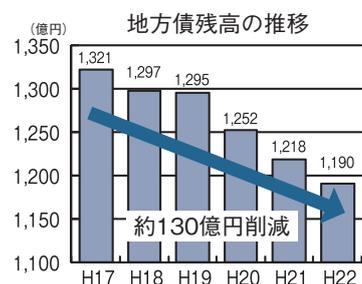
●権限移譲事務の受託

国や県からの権限移譲の事務事業を受託し、市民の利便性の向上を図ります

※第2次行財政改革大綱は、市のホームページで公表しています

平成18年度～平成22年度 第1次行財政改革の財政効果は105億円 目標値の74億円を上回る財政効果が上がりました

- 地方債残高を削減！
市の借金に当たる地方債の発行額抑制などで、地方債残高を約130億円削減しました
- 191人の職員数を削減！
5年間で目標値の140人を51人上回る191人を削減しました



3月27日(火)～4月4日(水)

住所異動に関係する受付窓口を 臨時的に開設します

3月下旬から4月上旬は、転入者や転出者が多いため、臨時的に、平日の時間外や土・日曜日にも本庁の受付窓口を開設します。

●手続き可能な期間・時間

3月27日(火)～4月4日(水)

◎月～金曜日 19時まで時間延長

◎土・日曜日 9時～17時

●開設する課

本庁の市民課、保険年金課、子ども課、保育課

※各総合支所、各地区市民センターでは、平日の時間延長および土・日曜日の開庁は行っておりません

●注意

時間外や土・日曜日の戸籍の届け出の受け付けは、警備員室で行います。また、小・中学校の転校手続きで校区外や区域外への通学申請、介護保険関連の手続きは、平日の時間内のみの対応となります。

手続き可能な業務内容

●市民課 ☎23-2128

- ・住所異動届け出の受け付け
- ※住民基本台帳カードを利用した異動届け出は平日の時間内のみ
- ・各種証明の発行
- ・印鑑登録証の申請受け付け、交付
- ・住民基本台帳カードの申請受け付け、交付

●保険年金課 ☎23-2127

- ・住所異動に関する国民健康保険の資格取得届および喪失届の受け付け
- ・住所異動に関する後期高齢者医療の資格取得届および喪失届の受け付け
- ・住所異動に関する国民年金関係届の受け付け

●こども課 ☎23-2684

- ・住所異動に関する乳幼児医療費助成、母子父子医療費助成、子ども手当などの諸申請の受け付け
- ・ほかの市町村から都城市に異動した人への妊婦乳児健康診査受診票、予防接種ノートの交付

●保育課 ☎23-4894

- ・住所異動に関する保育所への入所および退所、転園などの事務

市内在住の外国人の皆さんへ 新しい在留管理制度が始まります！

これまで日本に住む外国人は、外国人登録制度により身分や居住関係を明らかにしてきました。この制度が廃止され、7月9日から在留管理制度や特別永住者の制度が大きく変わります。また、住民基本台帳法も改正され、外国人の住民登録の仕組みも新しくなり、これらの改正で行政サービスの適正な提供ができるようになります。

◎問い合わせ 市民課

☎23-2128

●外国人も住民票を作成

特別永住者または90日以上日本に滞在する特別永住者以外の外国人についても、日本人と同じように住民票を作成します。また、住所を変更する際も、住所異動の手続きが必要になります。

●住民票の内容確認調査を実施

対象となる外国人の皆さんに、住民票への登録内容の確認をしてもらうため、5月7日以降に住民票の原案である「仮住民票記載事項通知書」などを、その時点で登録のある住所地へ郵送します。

通知書の内容を基に住民票を作成しますので記載内容を確認し、変更の有無について返信ください。

●在留カードを交付

特別永住者には「特別永住者証明書」を、また、90日以上日本に住む特別永住者以外の外国人には「在留カード」を交付します。



※在留カードには、顔写真や氏名、国籍・地域、生年月日、性別、在留資格、在留期間、就労の可否などの情報を記載。年齢などにより、有効期間が定められています

また、在留期間の上限が最長5年となるほか、出国の日から1年以内に再入国する場合の再入国許可手続きが原則不要となります。

●制度改正の周知について

外国人を配偶者に持つ人や雇用主などは、対象者に知らせてください。なお、今回の制度改正の外国語版を市ホームページに掲載していますので、利用ください。

油断大敵!!

火山災害

約300年ぶりの爆発的噴火から1年、現在は小康状態を保っている新燃岳。しかし、専門家によればまたいつ噴火を起こしてもおおかしくない状態といわれています。次に、再噴火を起こせば、降灰だけでなく、噴石や土石流への警戒が必要となります。日頃から、有事に備え避難の方法や避難場所の確認、情報収集に努めましょう。

◎問い合わせ 危機管理課 ☎23-2129

昨年12月21日に、霧島市で開催

された霧島火山防災連絡会コアメンバー会議で、「地盤の膨張と活発な地震活動が継続する間は、新燃岳あるいは周辺、特に韓国岳、大浪池から御鉢に連なる地域で、再噴火の可能性が高い」と発表されました。

これまで、新燃岳のみを対象に火山災害の対策を講じてきましたが、今後は都城地域に大きな被害をもたらす恐れのある御鉢についても監視していきます。

■噴火警報が発表されたら

火山活動が活発化し、噴火警戒レベル4以上の警報が発表されると、避難が必要な地域に避難準備情報を発表しますので、指定された避難所へ避難してください。

■防災無線を設置

市では、新燃岳の噴火や豪雨による土砂災害に備え、市内の約2,000世帯を対象に防災行政無線の戸別受信機を設置します。

これまで広報車や自治公民館を通じて伝えていた避難準備情報などを、迅速に正確に伝えることができるようになります。



■噴石の警戒

噴火に伴い風下側では、遠方でも風に流されて降る小さな噴石（火山れき）に注意が必要です。噴火が収まるまでは、外には出ず安全な場所に待機してください。噴石が収まってから落ち着いて避難しましょう。



■要援護者の避難

要援護者には避難を呼び掛けます。自分で避難できない人は、その旨、福祉課（☎23-2980）に伝えてください。
※高齢者や障がい者などの災害時要援護者のうち、知人や親戚などが近くにいないため避難所まで行けない人が対象

■大噴火時の避難所

- ◎山田活性化センター（かかし館）
- ◎山田総合福祉センター（けねじゅ苑）

- ◎早水公園体育文化センター
- ※避難経路や避難先などについて日頃から確認しておきましょう

ドクターヘリ運用開始

今年4月、宮崎大学医学部附属病院の救命救急センターの開設とあわせて、ドクターヘリの運用が開始される予定です。

ドクターヘリとは、医療機器を装備し、医師や看護師が搭乗して救命医療を行う専用ヘリコプターです。基地病院の宮崎大学医学部附属病院に常駐し、消防機関などからの出動要請を受けて出動し、患者の治療と搬送を行います。

原則、公園や学校のグラウンドなど、あらかじめ設定した場所に着陸しますが、それ以外の場所でも安全が確保できる場所であれば、緊急的に着陸することがあります。

※出動要請は一般の人が行うことはできません。119番通報を受けた消防機関などが患者の重症度を判断して要請します



◎問い合わせ

- 宮崎県医療薬務課 ☎0985-26-7451
- 宮崎大学医学部総務課 ☎0985-85-9007

新議長・副議長が選ばれました

2月9日に開会した臨時議会において正・副議長選挙が行われ、議長に榎田勉議員、副議長に児玉優一議員が選ばれました。議会改革の一環として今回の選挙から初めて立候補制度を導入。議長選には榎田議員を含む3人、副議長選には児玉議員を含む2人が立候補し、無記名投票の結果、正・副議長が選ばれました。

◎問い合わせ 議会事務局 ☎23-17869



第4代 都城市議会 議長 **榎田 勉** (61歳)

■プロフィール 県立都城農業高校卒。元会社役員。通算4期目。文教厚生委員会委員長や都城志布志間地域高規格道路対策委員会委員長を歴任。吉尾町

市民の皆さんへ

このたび、市議会臨時会におきまして、第4代都城市議会議長に就任いたしました。身に余る光栄と感激いたしますとともに、責任の重さを痛感いたしております。この先、新議長として、公正かつ円滑な議会運営に誠心誠意努め、より市民に開かれた議会となるよう最善の努力を尽くす決意でございます。



第7代 都城市議会 副議長 **児玉 優一** (54歳)

■プロフィール 県立都城工業高校卒。会社員。通算6期目。文教厚生委員会委員長や議会運営委員会委員長を歴任。平塚町

市民の皆さんへ

このたび、副議長に就任いたしました。これから1年間、円滑な議会運営と各党派間の調整のため、これまでの19年間の市議会議員としての経験を生かし、議長候補佐役として精一杯取り組んでまいります。

今後とも、皆さまのご協力とご指導をよろしくお願いいたします。

食中毒は1年間を通して発生しています

ノロウイルス予防のために



年間に発生する食中毒の約4分の1が12月から3月の冬場に発生しています。その内の7割が、ノロウイルスが原因といわれています。日頃から感染を予防することが大切です。

基本は手洗い

誰にでも簡単にできる予防法は、何といっても手洗いです。外出後やトイレの後、おむつ交換の後、食事の前などは、せっけんで手を洗いましょう。



【手洗いで注意する事】

- ◇水道の蛇口は汚れていることがあります。手洗いの時に蛇口も洗いましょう
- ◇手洗い用のタオルの使い回しは、厳禁です。個人用のタオルを用意しましょう
- ◇ウイルスが付着しやすい固形せっけんより、液体せっけんの使用を勧めます

【感染経路】

生で食べるカキが原因でよく発生するため、ノロウイルスの被害は1年間で冬場が多くなると考えられています。

感染者の便や嘔吐物に含まれるノロウイルスが口の中に入り込むことで感染する「人→人」感染や、調理者の手や調理器具から食品を介して感染する「人→食品→人」感染が主な感染経路です。

【症状】

主な症状は、嘔吐と下痢です。感染から1〜2日で症状が現れ、人によつては38度程度の発熱や腹痛を伴うこともあります。通常は3日ほどで回復して後遺症もありませんが、高齢者や乳幼児は嘔吐物を気管に詰まらせたり、下痢による脱水症状がひどく現れたりすることもあるので、注意が必要です。

【治療】

自己判断で安易に薬を飲まず、病院で受診してください。水分補給が必要です。

◎問い合わせ

健康課 ☎23-12765
都城保健所 ☎23-14504